

新旧対照表

○長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領

改正案	現行
<p style="text-align: center;">長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第7 認定を受けようとする者は、米委員会が別に定める期日までに長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請書(様式1-1又は様式1-2、以下「申請書」という。)を申請者の住所を管轄する<u>米委員会事務局支部長(農業農村支援センター農業農村振興課内)</u>(以下、「<u>事務局支部長</u>」という。)を経由して米委員会委員長(以下「委員長」という。)に1部提出するものとする。</p> <p>2 収穫・乾燥後は、速やかに原産地呼称管理制度「認定米」栽培実績等報告書(様式2)を<u>事務局支部長</u>を経由して米委員会委員長に1部提出するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(認定申請の取下げ)</p> <p>第9 申請者は、申請の取下げを希望する場合、長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請取下げ書(様式3)を<u>事務局支部長</u>を経由して委員長に1部提出することをもちって申請を取下げることができるものとする。ただし、審査料については、第11第1号の(1)に規定する米委員会による書類審査実施以降は、返還しないものとする。</p> <p>(認定申請の変更)</p> <p>第10 申請者は、申請後に「認定米」申請品種の変更を希望する場合、米委員会が定めた申請期間中に限り、長野県原産地呼称管理制度「認定米」申請品種変更申請書(様式4)を<u>事務局支部長</u>経由で委員長に</p>	<p style="text-align: center;">長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定要領</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第7 認定を受けようとする者は、米委員会が別に定める期日までに長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請書(様式1-1又は様式1-2、以下「申請書」という。)を申請者の住所を管轄する<u>農業農村支援センター所長(以下「農業農村支援センター所長」という。)</u>を経由して米委員会委員長(以下「委員長」という。)に1部提出するものとする。</p> <p>2 収穫・乾燥後は、速やかに原産地呼称管理制度「認定米」栽培実績等報告書(様式2)を<u>農業農村支援センター所長</u>を経由して米委員会委員長に1部提出するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>(認定申請の取下げ)</p> <p>第9 申請者は、申請の取下げを希望する場合、長野県原産地呼称管理制度「認定米」認定申請取下げ書(様式3)を<u>農業農村支援センター所長</u>を経由して委員長に1部提出することをもちって申請を取下げることができるものとする。ただし、審査料については、第11第1号の(1)に規定する米委員会による書類審査実施以降は、返還しないものとする。</p> <p>(認定申請の変更)</p> <p>第10 申請者は、申請後に「認定米」申請品種の変更を希望する場合、米委員会が定めた申請期間中に限り、長野県原産地呼称管理制度「認定米」申請品種変更申請書(様式4)を<u>農業農村支援センター所長</u>経</p>

改正案	現行
<p>1部提出することをもって申請品種の変更をすることができるものとする。</p>	<p>由で委員長に1部提出することをもって申請品種の変更をすることができるものとする。</p>
<p>(審査基準及び方法)</p>	<p>(審査基準及び方法)</p>
<p>第11 (1)～(3)、(5) (略)</p>	<p>第11 (1)～(3)、(5) (略)</p>
<p>(4) 米委員会は、書類審査及び現地調査の結果を申請者に通知するとともに、米官能審査委員会に報告するものとする。</p>	<p>(4) 米委員会は、書類審査及び現地調査の結果を<u>農業農村支援センター所長を経由して</u>申請者に通知するとともに、米官能審査委員会に報告するものとする。</p>
<p>(認定)</p>	<p>(認定)</p>
<p>第12 規程第11条第1項の規定による認定は、米委員会の審査及び米官能審査委員会の官能審査に合格した米について、米委員会及び米官能審査委員会が行い、認定書(様式5)を交付するものとする。</p>	<p>第12 規程第11条第1項の規定による認定は、米委員会の審査及び米官能審査委員会の官能審査に合格した米について、米委員会及び米官能審査委員会が行い、認定書(様式5)を<u>農業農村支援センター所長を経由して</u>交付するものとする。</p>
<p>第13～第19 (略)</p>	<p>第13～第19 (略)</p>
<p>(認定米の出荷結果報告)</p>	<p>(認定米の出荷結果報告)</p>
<p>第20 認定申請者は、認定米の出荷が終了したときから15日以内に長野県原産地呼称管理制度「認定米」出荷実績報告書(様式6)を<u>事務局支部長</u>を経由して米委員会委員長に1部提出するものとする。</p>	<p>第20 認定申請者は、認定米の出荷が終了したときから15日以内に長野県原産地呼称管理制度「認定米」出荷実績報告書(様式6)を<u>農業農村支援センター所長</u>を経由して米委員会委員長に1部提出するものとする。</p>
<p>第21～第23 (略)</p>	<p>第21～第23 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>この要領は、平成16年4月15日から施行する。</p>	<p>この要領は、平成16年4月15日から施行する。</p>
<p>この要領は、平成17年2月18日から施行する。</p>	<p>この要領は、平成17年2月18日から施行する。</p>
<p>この要領は、平成18年2月17日から施行する。</p>	<p>この要領は、平成18年2月17日から施行する。</p>
<p>この要領は、平成19年3月12日から施行する。</p>	<p>この要領は、平成19年3月12日から施行する。</p>
<p>この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p>
<p>この要領は、平成22年3月16日から施行する。</p>	<p>この要領は、平成22年3月16日から施行する。</p>

改正案

この要領は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。
 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 この要領は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。
 この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 3 月 2 日から施行する。

(別表)

認定米基準

区分	基準項目	基準
(略)	(略)	(略)
生産	品 種	○長野県水稻奨励品種（認定品種含む（うるち米））のうち米委員会が指定する以下の品種とする コシヒカリ、あきたこまち、キヌヒカリ、ひとめぼれ、天竜乙女、きらりん、ゆめしなの、風さやか、 <u>つきあかり</u>
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

様式 1 - 1 (略) 押印欄の廃止
 様式 1 - 2 (略) 押印欄の廃止
 様式 2 (略) 押印欄の廃止

現 行

この要領は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。
 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 この要領は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。
 この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

認定米基準

区分	基準項目	基準
(略)	(略)	(略)
生産	品 種	○長野県水稻奨励品種（認定品種含む（うるち米））のうち米委員会が指定する以下の品種とする コシヒカリ、あきたこまち、キヌヒカリ、ひとめぼれ、天竜乙女、きらりん、ゆめしなの、風さやか
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

様式 1 - 1 (略)
 様式 1 - 2 (略)
 様式 2 (略)

改 正 案	現 行
様式 3 (略) <u>押印欄の廃止</u>	様式 3 (略)
様式 4 (略) <u>押印欄の廃止</u>	様式 4 (略)
様式 5 (略)	様式 5 (略)
様式 6 (略) <u>押印欄の廃止</u>	様式 6 (略)
様式 7 (略)	様式 7 (略)